

沖縄地方の大雨警報（浸水害）・注意報発表基準の 変更について

沖縄地方の5市町村について大雨警報（浸水害）・注意報の発表基準を変更し、令和3年6月3日13時から新たな基準で運用します。

沖縄気象台及び管内各地方気象台では、大雨警報（浸水害）・注意報の発表基準（表面雨量指数）について、最新の災害発生状況を基に、適宜見直しを行っています。

今般の検討の結果、下記のとおり5市町村について発表基準を変更し、新たな基準で運用します。これにより、より適切に警報や注意報を発表できるようになります。

記

- 1 変更日時 令和3年6月3日（木）13時
- 2 大雨警報（浸水害）・注意報の発表基準を変更する市町村
沖縄本島地方：うるま市、北谷町、渡名喜村
大東島地方：南大東村、北大東村
- 3 発表基準
6月3日13時以降、以下のURL（気象庁ホームページ）に掲載します。
○沖縄本島地方
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/okinawahonto.html>
○大東島地方
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/daitojima.html>

問合せ先：沖縄気象台予報課 担当 白石・宮城
電話 098-833-4285（内線 621） FAX 098-833-4297